広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務

審査基準

令和８年１１月

広域紋別病院企業団

= 目　　次 =

第１ 総則・・・・・・・・・・・・・・・２

第２ 評価方法・体制・・・・・・・・・・２
（１）評価方法
（２）審査体制

第３ 評価の項目・基準・配点・・・・・２
（１）審査

第４ 選定事業者の決定・・・・・・・・３

第５ 審査委員会・・・・・・・・・・・３

広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務 審査基準

第１ 総 則

本事業者審査基準（以下「審査基準」という。）は、広域紋別病院企業団（以下「企業団」という。）が実施する広域紋別病院企業団院内保育管理運営委託業務（以下「業務」という。）において、契約の相手方となる民間事業者を適切に選定するための審査基準及び審査体制を示すものであります。

第２ 評価方法・体制

（１）評価方法

事業者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき、事業者の参加資格、実施体制、保育内容、参考見積額等を総合的に審査し、総合評価点の高い順に選定事業者を決定するものとします。

（２）審査体制

提案内容の評価にあたっては、本審査基準に関する審議、事業者から提出された提案書等の審査及び事業者の選定を行う、広域紋別病院企業団院内保育所管理運営事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けることとし、その詳細を第５に定めるものです。

第３ 評価の項目・基準・配点

（１）審 査

① 提案等の評価以下の表に示す審査方法・項目・配点に基づき実施するものとし、審査委員の評価点の合計により審査します。

（表－１）審査区分と配点基準

	審 査 区 分	配点基準（点）	備 考
A	優れている	10(5)	
B	やや優れている	8 (4)	
C	ふつう	6 (3)	
D	やや劣る	4 (2)	
E	劣る	2 (1)	
F	記載なし	0	

（表－２）提案等に関する審査項目と配点

評 価 項 目	評 価 の 視 点	配 点
実施体制	保育に係る職員の確保、人員配置体制	10
	保育に係る職員の資質向上に関すること	10
	不測の事態への対応体制	10

	保護者との連絡体制、相談体制等の保護者支援や保護者からの苦情に関する対応	10
	保育所運営実績	10
	入所児や職員の健康管理	10
保育内容に関する提案	保育計画・保育内容	10
	安全管理・衛生管理	10
	食に関する提案	10
その他	参考見積額による業務コスト	5
	当院にとって有益、かつ創意工夫に富んだ提案等	5
計		100

第４ 選定事業者の決定

（１）決定方針

選定事業者が複数の場合は、総合評価点が上位の順に決定するものとし、総合評価点が過半以上の者を選定します。

第５ 審査委員会

（１）審査委員会は、院内５名の審査委員により構成します。

（２）審査委員会の事務局は、事務部総務課総務係が担当します。

（３）事務局は、提案書等を評価する必要が生じたときは、委員長に委員会の開催を要請します。

（４）委員長は、各審査委員に委員会への出席を要請し、審査委員は、当該要請に応じて委員会に出席します。

（５）審査委員会は、委員の過半の出席をもって成立するものとする。

（６）委員長は、委員会の議事進行を行います。

（７）委員長は、やむを得ない事情で委員会に出席できないときは、副委員長に委員長の任を委任することが出来ます。

（８）事務局は、参加者の構成及び資格、基本的事項その他の提案事項に関して、事前に応募者毎の取り纏めを行い、委員会に報告します。

（９）審査委員会は、出席した委員の過半の同意により、審査内容を確定し事業者を選定します。

（10）その他、審査委員会の運営等にあたって必要な事項は、委員長が委員に諮って決定します。